

## 登園(登校)届けについて

県小児科医会では、元気になった子どもの不要な受診による新たな感染リスクを減らす意味でも、初診の時点で登園・登校可能日を明確に伝えることができるインフルエンザ、百日咳、おたふくかぜ、咽頭結膜熱などについて医師による登園・登校届け(完治証明、医師の意見書と呼ばれるもの)は書かないという方針と取ることにしております。本件は、先月8月19日に開催された県医師会学校医部会総会においても意見の一致を確認しております。

県医師会園医部会といたしましても、県小児科医会及び県医師会学校医部会と同様の方針を進めることについて、ご承認いただきますようお願いいたします。

## 宮崎県小児科医会の方針(県小児科医会ホームページ掲載文)



## 園・学校の先生方へ



## 園・学校の先生方へ

## 登園(登校)届けについて

(※登園許可証、完治証明、治癒証明、医師の意見書と呼ばれるもの)

インフルエンザ、おたふくかぜ、百日咳、咽頭結膜熱などは、「医師による登園(登校)届け」は必要ありません。

最近、登校基準(出席停止期間)の見直しが行われ、インフルエンザ、おたふくかぜ、百日咳、咽頭結膜熱など、診断した時点で保護者の方に登園(登校)可能日を明確に伝えることができる病気が多くなりました。

そればかりでなく

- 1) 元気になった子どもの不要な病院受診をなくす  
(子どもが新たな病気にかかるリスクを減らすだけでなく、保護者の時間と経済的節約にもなります)
- 2) 不要な受診は医療費の無駄遣いになる(ひいては保険料の値上がりに繋がります)

という理由からも宮崎県小児科医会では、医師による登園(登校)届けが望ましい病気を以下に絞りました。

麻疹、水痘、結核、Vero 毒素産生性腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、それから頻度はかなり低くなりますが、第一種感染症と、髄膜炎菌性髄膜炎、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフスです。

今後、県の園医部会、学校医部会とも調整を諮る予定です。

これ以外の病気(インフルエンザ、おたふくかぜ、百日咳、咽頭結膜熱等)で、貴園(校)が登園(登校)届けを必要とされる場合は、保護者の方が記入する様式(以下の登園届けサンプル参照)を利用していただければと思います。

主旨をお汲み取りいただき、御協力のほど、よろしく願いいたします。